

(お知らせ)

平成 21 年度振動規制法施行状況調査について

平成 22 年 12 月 24 日 (金)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通：03-5521-8299
代 表：03-3581-3351
室 長：大村 卓 (内線 6540)
室長補佐：久保 祥三 (内線 6543)
担 当：木村 仁美 (内線 6546)

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 21 年度における振動規制法の施行状況を取りまとめました。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 21 年度末現在、全国の市区町村の 70.8% に当たる 1,239 市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場(特定工場等)の総数は、平成 21 年度末現在、全国で 125,556 件であった。また、同法に基づき届出された規制対象の建設作業(特定建設作業)の総数は、32,250 件であった。

(2) 振動苦情の状況

振動苦情の件数は、平成 21 年度は 2,540 件で、前年度に比べ 401 件減少した。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く、1,458 件(全体の 57.4%)、工場・事業場が 580 件(22.8%)、道路交通が 213 件(8.4%)等であった。

前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 316 件(17.8%)、工場・事業場に係る苦情が 87 件(13.0%)減少した。

(3) 振動規制法に基づく措置等の状況

平成 21 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 161 件であった。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 121 件、報告の徴収は 44 件、振動の測定は 61 件であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 9 件であり、改善勧告及び改善命令は行われなかった。この他、行政指導が 135 件行われた。

また、指定地域内の特定建設作業に係る苦情は 508 件であった。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 358 件、報告の徴収は 76 件、振動の測定は 84 件であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 2 件であり、改善勧告及び改善命令は行われなかった。この他、行政指導が 471 件行われた。

3. 調査結果の詳細

3-1 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出状況

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成21年度末現在、全国の市区町村の70.8%に当たる1,239市区町村であった(表1)。

表1 振動規制法地域指定の状況(平成21年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	786	23	757	184	1,750
振動規制法地域指定	750	23	426	40	1,239
割合(%)	95.4%	100.0%	56.3%	21.7%	70.8%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成21年度末現在125,556件で、前年度(125,989件)より433件(対前年度0.3%減)減少している(表2)。また、特定施設の総数は848,609件で前年度(860,091件)より11,482件(対前年度1.3%減)減少している(表3の)。

特定工場等の内訳をみると、金属加工機械を設置しているものが32.0%と最も多く、次いで、圧縮機が31.9%、織機が14.9%の順となっている(表3の)。

特定施設の内訳をみると、金属加工機械が32.6%、織機が29.2%、圧縮機が22.4%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表3の)。

表2 特定工場等総数の最近の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定工場等総数	126,996	125,989	125,556
対前年度比 (増減率)	1,826 (1.5%)	1,007 (0.8%)	433 (0.3%)

は減少を示す。

表3 法に基づく届出件数(平成21年度末現在)

特定工場等総数			特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	40,234	32.0%	金属加工機械	276,659	32.6%
圧縮機	40,092	31.9%	圧縮機	189,723	22.4%
土石用破碎機等	3,975	3.2%	土石用破碎機等	20,130	2.4%
織機	18,652	14.9%	織機	247,638	29.2%
コンクリートブロックマシン等	852	0.7%	コンクリートブロックマシン等	2,056	0.2%
木材加工機械	2,543	2.0%	木材加工機械	4,801	0.6%
印刷機械	10,444	8.3%	印刷機械	37,627	4.4%
ロール機	717	0.6%	ロール機	3,727	0.4%
合成樹脂用射出成形機	6,970	5.6%	合成樹脂用射出成形機	60,519	7.1%
鋳造型機	1,077	0.9%	鋳造型機	5,729	0.7%
計	125,556	100.0%	計	848,609	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成21年度中の特定建設作業実施届出件数は32,250件(前年度32,744件)であり(表4)その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が25,189件(同25,831件)、くい打機等を使用する作業が5,406件(同5,931件)の順となっており、これらが大部分を占めている(表5)。

表4 特定建設作業件数の最近の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定建設作業件数	34,807	32,744	32,250
対前年度比 (増減率)	47 (0.1%)	2,063 (5.9%)	494 (1.5%)

は減少を示す。

表5 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	5,406	16.8%
鋼球を使用して破壊する作業	778	2.4%
舗装版破碎機を使用する作業	877	2.7%
ブレーカーを使用する作業	25,189	78.1%
計	32,250	100.0%

3 - 2 振動苦情の状況

(1) 苦情件数の推移

平成 21 年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 2,540 件であった。これは、前年度(2,941 件)と比べて 401 件(対前年度 13.6%減)の減少となり、3 年連続の減少となった(図 1)。

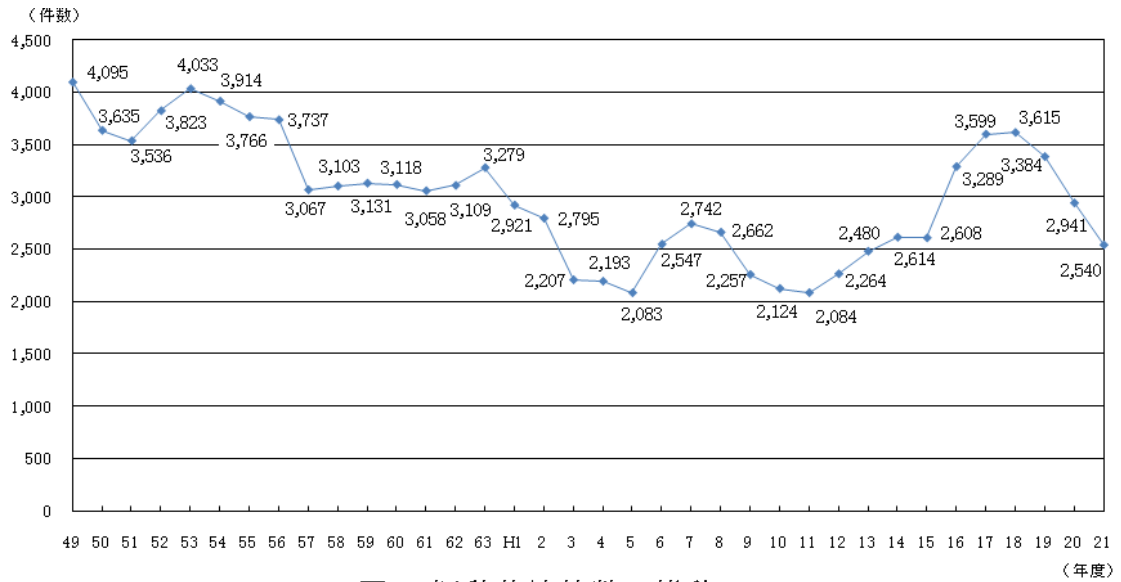


図1 振動苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成21年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が1,458件(全体の57.4%)で最も多く、次いで工場・事業場580件(22.8%)、道路交通213件(8.4%)、鉄道65件(2.6%)の順となっている(図2、図3)。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が316件(対前年度17.8%減)、工場・事業場に係る苦情が87件(対前年度13.0%減)減少した。

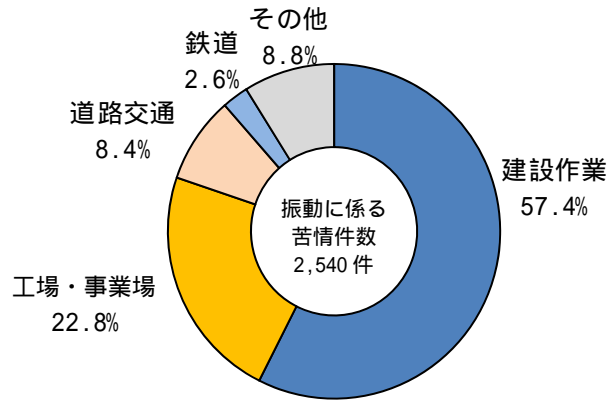


図2 苦情件数の発生源別内訳 (平成21年度)

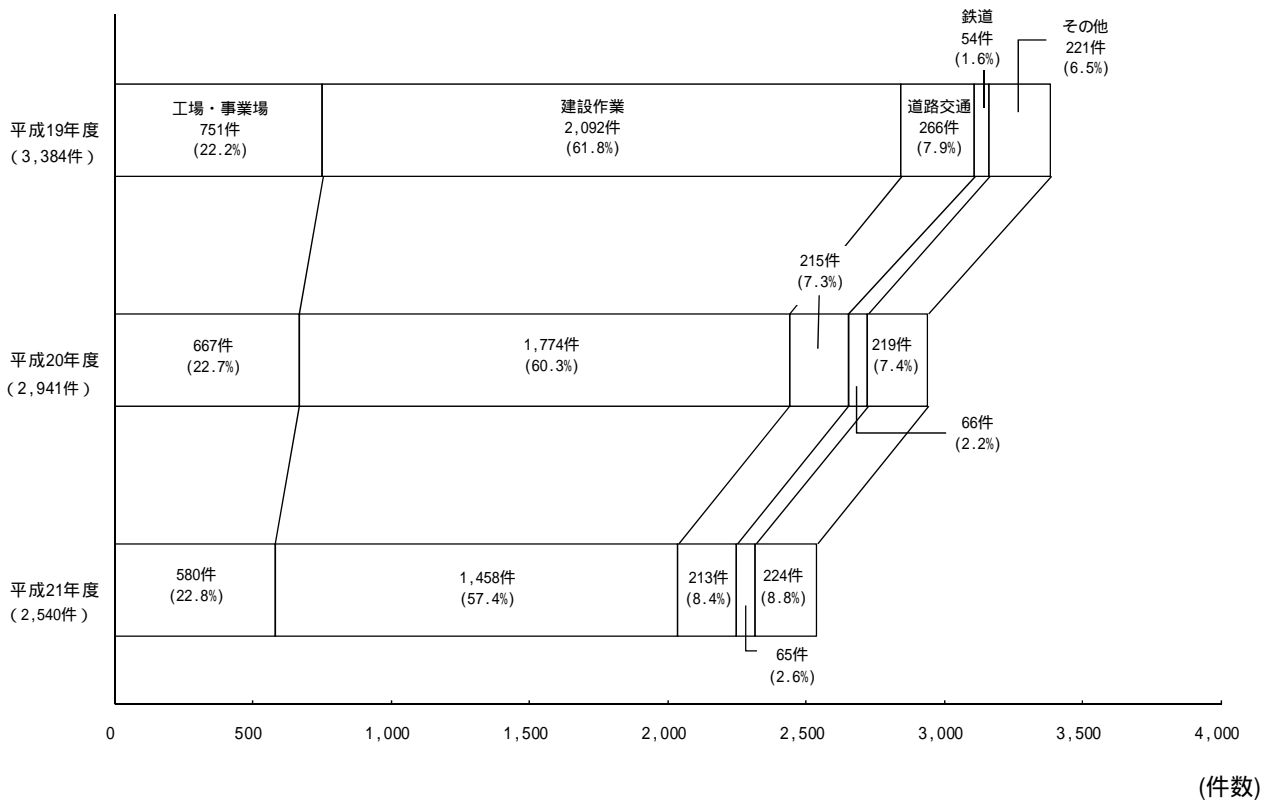


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成21年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の624件が最も多く、次いで大阪府が298件、神奈川県が255件、埼玉県が234件、愛知県が181件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の62.7%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においても同様であった。(表6、表7)。

表6 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	624	東京都	48
2	大阪府	298	大阪府	34
3	神奈川県	255	埼玉県	33
4	埼玉県	234	神奈川県	29
5	愛知県	181	愛知県	24
	全国	2,540	全国平均	20

人口は平成21年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表7 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成20年度	平成21年度	増減	増減率	都道府県	平成20年度	平成21年度	増減	増減率
北海道	57	51	6	10.5%	滋賀県	19	22	3	15.8%
青森県	10	12	2	20.0%	京都府	45	38	7	15.6%
岩手県	11	2	9	81.8%	大阪府	349	298	51	14.6%
宮城県	31	42	11	35.5%	兵庫県	108	49	59	54.6%
秋田県	18	11	7	38.9%	奈良県	5	11	6	120.0%
山形県	14	8	6	42.9%	和歌山県	13	4	9	69.2%
福島県	11	13	2	18.2%	鳥取県	5	5	0	0.0%
茨城県	37	29	8	21.6%	島根県	2	1	1	50.0%
栃木県	15	18	3	20.0%	岡山県	44	34	10	22.7%
群馬県	38	45	7	18.4%	広島県	28	34	6	21.4%
埼玉県	264	234	30	11.4%	山口県	10	6	4	40.0%
千葉県	187	133	54	28.9%	徳島県	4	10	6	150.0%
東京都	708	624	84	11.9%	香川県	1	5	4	400.0%
神奈川県	258	255	3	1.2%	愛媛県	22	11	11	50.0%
新潟県	56	46	10	17.9%	高知県	0	1	1	-
富山県	12	11	1	8.3%	福岡県	76	58	18	23.7%
石川県	15	11	4	26.7%	佐賀県	17	10	7	41.2%
福井県	13	12	1	7.7%	長崎県	3	5	2	66.7%
山梨県	5	9	4	80.0%	熊本県	14	20	6	42.9%
長野県	23	13	10	43.5%	大分県	6	13	7	116.7%
岐阜県	28	28	0	0.0%	宮崎県	18	16	2	11.1%
静岡県	52	51	1	1.9%	鹿児島県	19	21	2	10.5%
愛知県	222	181	41	18.5%	沖縄県	8	6	2	25.0%
三重県	40	23	17	42.5%	合計	2,941	2,540	401	13.6%

は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成21年度の工場・事業場に対する苦情総数580件のうち、振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、161件(全体の27.8%)であった。また、建設作業に対する苦情総数1,458件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は508件(34.8%)となっている(表8)。

表8 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

年 度	発生源 の種類	工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成20年度	件数	179	17	375	96	667	615	16	1,080	63	1,774
	%	26.8%	2.5%	56.2%	14.4%	100.0%	34.7%	0.9%	60.9%	3.6%	100.0%
平成21年度	件数	161	18	350	51	580	508	17	874	59	1,458
	%	27.8%	3.1%	60.3%	8.8%	100.0%	34.8%	1.2%	59.9%	4.0%	100.0%

3 - 3 振動規制法に基づく措置等の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は161件(前年度179件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査が121件(同145件)、報告の徴収が44件(同46件)、振動の測定が61件(同74件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは9件(同15件)であり、改善勧告及び改善命令は、前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が135件(同176件)行われた(表9)。

表9 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成20年度	平成21年度	増減率
立入検査	145	121	16.6%
報告の徴収	46	44	4.3%
振動の測定	74	61	17.6%
(うち基準超過)	15	9	40.0%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	176	135	23.3%
(参考)苦情件数	179	161	10.1%

は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は、508件（前年度615件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査358件（同433件）、報告の徴収76件（同96件）、振動の測定84件（同137件）であった。測定の結果、基準を超えていたものは2件（同8件）であり、改善勧告及び改善命令は前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が471件（同548件）行われた（表10）。

表10 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成20年度	平成21年度	増減率
立入検査	433	358	17.3%
報告の徴収	96	76	20.8%
振動の測定	137	84	38.7%
（うち基準超過）	8	2	75.0%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	548	471	14.1%
（参考）苦情件数	615	508	17.4%

は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

振動規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は192件（前年度191件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が50件（同82件）であり、前年度に引き続き要請限度を超えていたものはなかった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請は、前年度に引き続き行われていない。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が12件（同6件）、道路管理者に対する措置依頼が76件（同89件）行われた（表11）。

表11 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成20年度	平成21年度	増減率
振動の測定	82	50	39.0%
（うち要請限度超）	0	3	-
公安委員会への要請	0	0	-
道路管理者への要請	0	0	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	6	12	100.0%
要請以外の道路管理者への措置依頼	89	76	14.6%
（参考）苦情件数	191	192	0.5%

は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。